

(改正前) 福岡県が施工する建設工事の請負契約に 係る競争入札に参加する者に必要な資格

平成 6 年 8 月 10 日
福岡県告示第 1397 号

最終改正 平成 22 年 1 月 4 日 福岡県告示第 3057 号
(平成 22 年 4 月 1 日施行)

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、福岡県が施工する建設工事(建設工事に附帯する工事、調査、設計等を含む。)の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を定め、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

なお、この告示の施行前に、福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成元年 7 月福岡県告示第 1158 号。以下「旧告示」という。)に基づいて決定された等級別格付けは本告示により決定されたものとみなす。

旧告示は、平成 6 年 9 月 30 日限り廃止する。

第一 競争入札に参加できない者

- 一 建設工事については、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項に規定する建設工事を営む者で、法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていないもの
- 二 建設工事については、法第 27 条の 23 第 1 項の規定による審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの
- 四 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後 2 年を限度として知事が定める期間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

第二 競争入札に参加する者に必要な資格

- 一 建設業者の場合
 - 1 別記に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案し、次に掲げるところにより、等級別に格付し、各等級に対応する工事について入札に参加する者を定める。
 - (一) 土木一式工事については、A 等級から D 等級まで
 - (二) 建築一式工事については、A a 等級から D 等級まで
 - (三) 舗装工事については、A 等級から C 等級まで
 - (四) 電気工事及び管工事については、A 等級から D 等級まで
 - (五) その他の専門工事については、A 等級から D 等級まで
 - 2 1 により格付された業者であっても、事情により、その上下の等級に係る競争入札に参加させることがある。
 - 3 等級の格付決定後、組織変更等により事業を承継した場合は、当該等級を承継することができる。
- 二 その他の業者の場合
等級別格付は、行わないものとする。

第三 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得したときから同日以後において最初に到来する4月末日までとする。

第四 入札参加資格審査申請の方法

一 入札参加資格審査申請

競争入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請書（様式は別に定める。）一部を提出しなければならない。

二 提出時期

提出時期は、次のとおりとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の締結が見込まれるとき、その他知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 1 建設工事の入札に参加しようとする者のうち、主たる営業所を県内に有する者
入札参加資格を得ようとする年度の前々年度の2月1日から前年度の1月31日までに
おいて、経営事項審査を申請するとき。
- 2 建設工事の入札に参加しようとする者のうち、主たる営業所を県外に有する者
入札参加資格を得ようとする年度の前年度の1月20日から2月10日まで
- 3 建設附帯工事及び調査、設計業務等の入札に参加しようとする者及び官公需適格組合
入札参加資格を得ようとする年度の前年度の1月20日から2月10日まで

三 提出先

福岡県建築都市部建築指導課

第五 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別記

一 客観的事項の審査基準

法第27条の23第3項の規定により、国土交通大臣が定めた審査の基準による。ただし、經常建設共同企業体にあつては構成員の、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けたもの（以下「組合」という。）が工事種別ごとに5人以内の組合員を指定した場合（以下、当該指定を受けた者を「審査対象者」という。）にあつては組合及び審査対象者のそれぞれの審査結果を基礎に、次に定めるところにより調整を行う。

なお、審査対象者は、第一の一から三までのいずれにも該当しない者であり、かつ、組合の理事又は組合の理事が役員となっている法人でなければならない。

1 經常建設共同企業体

- (一) 經常建設共同企業体の経営規模は、各構成員の年間平均完成工事高、自己資本額及び職員数のそれぞれの和とする。
- (二) 經常建設共同企業体の経営状況分析に係る評点は、各構成員について算出される経営状況分析得点の平均値によるものとする。
- (三) 經常建設共同企業体の建設業種類別技術職員数は、各構成員の技術職員数の和とする。
- (四) 經常建設共同企業体の労働福祉の状況、工事の安全成績、建設業経理事務士等の数は、各構成員のそれぞれの和とし、営業年数については各構成員の営業年数の平均値によるものとする。

2 組合

一の1の規定を準用する。この場合において、一の1中「經常建設共同企業体」とあるのは「組合」と、「各構成員」とあるのは「当該組合及び各審査対象者」と読み替えるものとする。

二 主観的事項の評定

工事成績、信用度等により行うものとする。